

刑法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

【事例】

- 1 甲(33歳:男性)は、飲食店を営んでいたが、採算が取れなくなったため店じまいし、その後はバイトで糊口をしのいでいた。しかし、苦しい生活に嫌気が差し、まとまった資金を元手に、地方の町で飲食店経営をやり直したいと思うようになった。ある日、甲は、市内で消費者金融を営んでいるA(72歳:男性)が所得隠しのため銀行口座を持たず、自宅に相当の額の現金や高価な宝飾品を保管しているという確かな情報を得た。Aは、郊外にある墓地に隣接する一軒家(A所有の木造家屋)に1人で暮らしており、付近には人家がほとんどないこともわかった。甲は、深夜にA宅に侵入し、現金等を奪う計画を遂行すれば、他人に気づかれる可能性は低く、犯行が成功する確率が高いと考えた。
- 2 甲は、定職もなくその日暮らしをしている乙(31歳:男性)に声をかけ、計画に参加しないかと誘ったところ、乙は、最初こそ躊躇していたが、定収入がなく家賃の支払いにも窮する生活であったところから、誘いに乗る決心をした。そこで、甲と乙は相談し、深夜にその家に忍び込み、もしAに気づかれたとき、または、Aはそのまま就寝中であつたとしても、いくら探しても現金等の保管場所が分からなかったときは、乙が用意する包丁(刃渡り20センチメートル)でAを脅して現金等を渡させることとし、その後、甲と乙で協力してAを殺害することに決めた。また、もしAに見つかることなく、自分たちで現金等を発見して盗むことに成功したときでも、帰り際にやはり一緒にAを殺害することに取り決めた。いずれの場合でもAを殺害することにしたのは、できるだけ犯行の発覚を遅らせて逃走のための十分な時間を確保することがその理由であった。犯行により得た物は、甲と乙とで折半することとした。
- 3 数日後、計画を実行に移すことにした甲と乙は、午前2時過ぎ、なんなくA宅に侵入し、また、幸いなことにそれほど時間をかけずに、現金や商品券、宝飾品など(被害総額で500万円あまり)を発見して、それらを甲が持参したバッグの中に詰め込んだ。その後、2人は、計画通りにAを殺害するため、Aの寝室に向かおうとしたが、そのとき、乙が、ふと廊下の窓から外に目をやると、墓地の一角が見え、鬼の形相で近づいてくる白衣の女性の姿が見えたような気がした。乙は、急に大声を上げ、驚いている甲に対し、「おれはもうやめる。怖くなった。金も要らない。お前にやる」と早口で言って、そのまま何も持たずA宅を出ていった。甲は、これを意

に介さず、そのまま寝室に入ると、暗がりですそこに横たわっていたAの胸のあたりを3度ほど、乙が用意した包丁で力いっぱい突き刺すと、その包丁をバッグにしまい、その場から立ち去った。

- 4 事件発覚後の鑑定により、Aは以前から重い心臓病を患っており、甲と乙が侵入する直前の午前1時すぎに、寝室で就寝中、心臓発作のために死亡していたことが明らかになった。Aが胸部に受けた深い刺し傷は、いずれも死亡後に与えられたものであった。

【設問】

- (1) 甲の罪責を検討するにあたり、Aが甲らの侵入以前にすでに死亡していたことがど
のような法的意味をもつかを明らかにしなさい（甲の罪責に関わる、それ以外の論点については触れる必要はありません）。
- (2) 乙の罪責を検討するにあたり、乙がAの寝室に向かう途中で怖くなり、その場を立ち去ったことがどのような法的意味をもつかを明らかにしなさい（乙の罪責に関わる、それ以外の論点については触れる必要はありません）。

(120点)